

セントレックスの上場制度の見直しについて

平成15年 2月26日

株式会社名古屋証券取引所

見直しの趣旨

当取引所では、平成11年に成長性の高い中堅・中小企業を上場対象としたセントレックスを開設し、成長企業に対する資金調達手段の提供と投資者に対する魅力的な投資物件の提供に努め、一定の貢献をしてきたが、開設当初より上場会社数が伸び悩むなど、所期の目的を達しているとは言い難い状況にある。

そこで、成長企業の上場を促進し、投資者への更なる投資機会の提供を図り、もって経済の活性化に資するため、現状、企業の成長性について、過去における売上高の増加率により一律に判断する基準を見直し、将来において高い成長の可能性を有していると認められる企業に対して広くその門戸を開く一方で、当該企業に対しては詳細なリスク情報の開示や上場後の投資者向け説明会を義務付けることで市場の透明性の確保を図るなど、セントレックスの株券上場審査基準について所要の見直しを行うこととする。

見直しの概要

項 目	内 容	備 考
1. 上場審査基準 (1) 企業の成長性に係る要件の見直し	・売上高に係る対象要件を見直し、上場審査において「高い成長の可能性」を有していると認められ、かつ、当該成長に係る評価の対象となる事業の売上高が上場申請日の前日までに計上されていることとする。	現行では、最近2年間の売上高の増減率の平均が10%以上でかつ最近1年間の売上高の増減率が正である企業、又は、最近1年間の売上高の増加率が20%以上である企業を要件としている。
(2) 財務諸表等に係る基準の見直し	・「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書について、公認会計士又は監査法人の「適正」である旨の総合意見が表明されていることとする。	「上場申請のための有価証券報告書」には、会社設立後2期以上経過している場合には、最近事業年度及びその直前事業年度の財務諸表等についての監査報告書を添付する。

項 目	内 容	備 考
2 . 上場審査 (1) 企業の成長性 (2) 企業内容、リスク情報等の開示の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・新規上場申請者（その企業グループを含む。）が高い成長の可能性を有していると認められる者であることを審査項目とする。 ・リスク情報等の開示を適切に行うことができる状況にあることを審査項目に追加する。 	<p>幹事証券会社から新規上場申請者の成長可能性等に係る書面を提出させるとともに、申請会社の事業計画を中心に、経営幹部・監査役（必要に応じて幹事証券会社、担当監査法人等を含む。）に対するヒアリングに基づき、適合状況を検討する。</p>
3 . その他	<ul style="list-style-type: none"> ・上場後3年間は、投資者向け会社説明会を年2回以上開催することとする。 ・その他所要の改正を行う。 	<p>当取引所の施設を説明会会場として提供する。当該説明会において、利益計画の進捗状況等について説明することとする。</p>

・見直しの時期

平成15年4月初旬の実施を目途とする。

以 上